

船舶事故調査報告書

令和3年2月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年4月27日 20時05分ごろ
発生場所	静岡県静岡市吹合岬 ^{ふきあいさき} 東方沖 清水灯台から真方位030° 590m付近 (概位 北緯35° 00.9′ 東経138° 32.0′)
事故の概要	水先船第六パイロットは、西北西進中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年5月29日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水先船 第六パイロット、6.6トン
船舶番号、船舶所有者等	242-10998静岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 5、視界 良好 海象：波高 約2.0m、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長が、1人で乗り組み、水先人を航行中の船舶に移乗させた後、清水港に向け約9ノットの対地速力で西北西進中、操舵輪から両手を離して携帯電話のメール着信音を変更しようとして5分程度操作していたところ、東方へ圧流されていることに気付かず、吹合岬東方沖の浅瀬（以下「本件浅瀬」という。）に乗り揚げた。 本船の喫水は、船首約0.8m、船尾約1.6mであった。
分析	本船は、風力5の北東風が吹く状況下、西北西進中、船長が、携帯電話の操作を行いながら航行を続けたことから、北東風により本件浅瀬に向かって圧流されて乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、風力5の北東風が吹く状況下、本船が西北西進中、船長が、携帯電話の操作を行いながら航行を続けたため、北東風により本件浅瀬に向かって圧流されて乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 操縦者等は、航行中、携帯電話の操作に没頭せず、常時、適切な見張りを行うこと。